法第116条該当・非該当届

様式第20号

記号・番号	道医 ・	ー	ー（准組合員）

・各種申請書等で知り得た組合員及び被保険者の情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。
・届け出は支部経由となりますので、事実の生じた日から十四日以内に所属支部（郡市医師会又は医育機関医師会）に提出してください。
・婚姻等により別世帯を形成したとみなされる場合は該当となりませんので、資格喪失届を提出してください。
・修学を終了し、組合員（又は准組合員）と同一世帯に戻らないとき、就職等で他の医療保険に加入したときは、資格喪失届を提出してください。
・不備があるときは、再提出をお願いすることがあります。

准組合員・			
	□ 組合員（医師）の家族に係る届出		
	□ 准組合員(従業員)の家族に係る届出	准組合員の氏名	准組合員の個人番号(マイナンバー)

該 当

（遠隔地で修学するために組合員(又は准組合員)と住民票上の別世帯になったとき。）

別世帯になった家族の氏名		個人番号（マイナンバー）	
住所（住民票記載の住所）	都道府県		
別世帯になった日（住民票の転出日）	年 月 日		
修学中の学校 種類	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校 ・専修学校 ・短期大学 ・予備校 ・大学 ・大学院（修士 ・博士 ・専門職学位）		
修学中の学校 名称			
修学中の学校 学部名（大学・大学院のとき）			
修学中の学校 所在地	都道府県		
修学中の学校 正規の修学年数	1 2 3 4 5 6 年制の学校	特記事項	1. 留年 2. 編入 3. その他（ ）
修学中の学校 現在の学年（入学の方は1年）	1 2 3 4 5 6 年生		
修学中の学校 卒業予定年月	令和 年 月		

非該当

（該当を届け出ていた者が修学を終了したとき。組合員（又は准組合員）と同一世帯になったとき。）

同一世帯になった家族の氏名		個人番号（マイナンバー）	
住所	組合員（又は准組合員）と同じ		
同一世帯になった日（住民票の転入日）	令和 年 月 日		

上記のとおり届けます。

届出年月日		令和 年 月 日
組合員（医師）	住所（住民票記載の住所）	北海道
	氏名	
	個人番号（マイナンバー）	

北海道医師国民健康保険組合理事長 様

支部(医師会)記入欄

受付	年 月 日	支部(医師会)担当者印
台帳整理	年 月 日	
組合宛回送	年 月 日	

届出代行者（担当者）	事業所名称	
	担当者氏名	
	連絡先電話番号	ー ー

事務局記入欄

台帳入力

受付日付印

2024.12.2